

鎌倉市監査委員公表第1号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年4月17日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 山田 直人

平成 25 年度財政援助団体等監査に伴う随時監査に係る指摘事項措置結果通知書
(鎌倉はまなみ分)

健康福祉部 障害者福祉課

指摘事項 (平成 25 年度)	措置結果
<p>(指摘事項の内容)</p> <p>社会福祉法人清和会に対する指定管理者監査において、次のような事務が行われていた。</p> <p>利用料金の額については、鎌倉市障害者自立支援施設条例第 8 条第 2 項において、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額の範囲内の額及び特定費用の額の合計額で、指定管理者が市長の承認を得て定めることになっているが、承認を得る手続が行われていなかった。</p> <p>今後は指定管理者の適正な事務執行を確保するため、指導・監督に努められたい。</p>	<p>(措置結果の内容)</p> <p>改善について、平成 25 年 11 月に指摘を受けたのち、平成 25 年 11 月分から指定管理者に対して毎月の利用者負担額及び食事代等の特定費用の額の合計額の報告を、指定管理者から収受し、市が承認を行なう手続きを行うよう改善しています。</p>